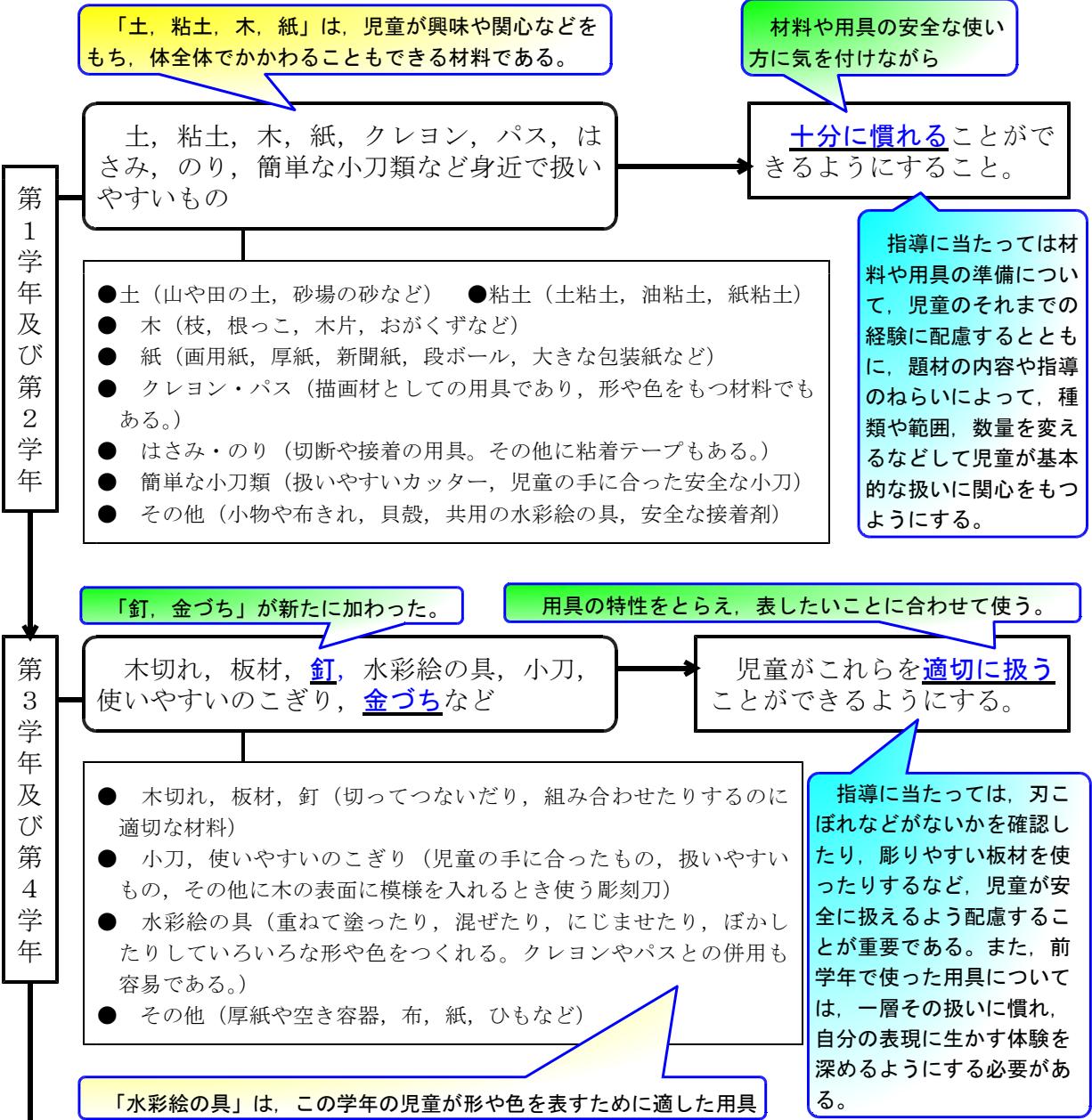


図画工作

内容の取扱いと指導上の留意点はどうなっているのか。 (材料や用具)

第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(3) **材料や用具**については、次のとおり取り扱うこととし、必要に応じて、当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で繰り返し取り上げたりすること。



第5学年及び第6学年

「針がね」が今回新たに加わった。

使うことによってできた材料の形などの面白さから発想を広げたり、表したいことの必要に応じて活用したりする。

針金，糸のこぎりなど

児童が**表現方法に応じて**これらを**活用できる**ようにする。

- 針金
 - ・ ペンチなどを用いて適切な長さに切って使ったり，材料同士をしばったりすることでいろいろな作品をつくることのできる材料である。
 - ・ 太い針金は，クランクにしたり，バランスをとれるようにしたりすることで，動く仕組みをつくることのできる。

アルミ針金のように柔らかいものは，布などの他の材料と併用するなどして，表現の幅を広げることができる。

- 糸のこぎり
 - ・ 板材を曲線に切ったり，切り抜いたりするなど切断が自由にできる。

児童の発想や構想などに幅ができる。



指導に当たっては，初めて扱う用具については，基本的な扱い方を踏まえた上で，用具を使うこと自体を楽しむようにする。前学年までに経験した用具は，その使い方に慣れるようにするとともに，簡単な手入れをしたり，それらを大切にしたりする習慣が身に付くようにする。集める材料の種類や使い終わった材料の処理などについては，ごみの分別や環境に対する配慮が必要。

コンピュータ，カメラ，コピー機などの機器を利用することについては，造形活動や鑑賞活動で用いる用具の一つとして扱うとともに，必要性を十分に検討して利用することが大切である。